

●増額改定だが実質的には目減り

厚生労働省は、2026年度の老齢基礎年金（満額）と老齢厚生年金（モデルケース）の年金額や、在職老齢年金の支給停止基準額などを発表しました。

前年度と比べて、国民年金（基礎年金）が1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が2.0%の引き上げとなり、引き上げは4年連続となります。

公的年金の年金額は、賃金や物価の変動率に応じて毎年度改定される仕組みで、「新規裁定者」と「既裁定者」に分かれています。

新規裁定者とは67歳以下の新規に年金を受給する人のことで、年金額の改定は、現役世代の賃金変動率（＝名目手取り賃金変動率：2～4年度前の3年度平均実質賃金変動率と前年の物価変動率、可処分所得割合変化率を用いて算出）を用いて行われます。一方、既裁定者とは68歳以上の既に年金を受給している人のことで、年金額の改定は、物価変動率を用いて行います。

ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率で改定する仕組みです。

したがって、2026年度の改定は、物価変動率が+3.2%、名目手取り賃金変動率が+2.1%となるため、新規裁定者・既裁定者ともに名目手取り賃金変動率を用いることになります。

なお、賃金と物価による改定率がプラスの場合には、当該改定率から現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことで、年金支給額の上昇率を本来よりも抑えています（マクロ経済スライド）。

2026年度は、マクロ経済スライド

により、スライド調整率▲0.2%が適用され、前述の名目手取り賃金率+2.1%からスライド調整率▲0.2%を差し引きます。このため、年金額は1.9%の引き上げですが、物価変動率よりも低い改定のため、実質的には年金額が目減りといえるでしょう。

ところで、国民年金（基礎年金）と厚生年金（報酬比例部分）では、引き上げ率が異なっています。マクロ経済スライドの調整は、年金財政が安定するまで行われる予定ですが、厚生年金（報酬比例部分）の方が早く終了する見通しです。このため、次期財政検証の翌年度（2030年度）までの間は厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライド調整を継続することとし、この期間における厚生年金の調整率を本来の調整率よりも緩やかにする（1/3に軽減）よう定められた結果です。

●2026年度の老齢年金の額

新規裁定者の老齢基礎年金額（満額）は847,300円で、月額70,608円（前年度比+1,300円）となり、年間15,600円の増額になります。一方、既裁定者の老齢基礎年金額（満額）は844,900円で、月額70,408円（前年度比+1,300円）となり、年間15,600円の増額です。

また、厚生労働省のモデルケース（※1）は、月額237,279円（前年度比+4,495円）です。

（※1）平均的な収入（平均標準報酬額〔賞与含む月額換算〕45.5万円）で40年間就業した場合の老齢厚生年金と、夫婦2人分の満額の老齢基礎年金の合計

●2026年度の第1回目年金振込日

2026年度の年金額改定が反映されるのは4月支給分からです。実際

に振り込まれるのは、6月15日（4月分と5月分を支給）です。なお、6月上旬頃、年金受給者宛に「年金額改定通知書」が送付される予定です。早めに自分の年金額を知りたい人は、4月以降に年金事務所などで試算が可能です。利用に当たっては、事前に電話（専用電話0570-05-4890＝ナビダイヤル）やインターネットで予約しましょう。

●在職老齢年金の支給停止額

在職老齢年金とは、60歳以降、老齢厚生年金（60歳代前半は特別支給の老齢厚生年金）を受給しながら、厚生年金に加入して働くと、年金額および給与・賞与の額によって老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる制度です。前号（2025年12月13日号）で詳細にお伝えいたしましたが、在職老齢年金の支給停止基準額は、51万円から65万円に大幅に引き上げられます。

支給停止基準額の改定に関しては、自動的に年金額の改定が行われるため、年金受給者からの手続きの必要はありません。

なお、4月15日に振り込まれる年金額は、2月分と3月分のため、2025年度の在職老齢年金制度が適用された年金額での振り込みになります。

【2026年度のおもな年金額】

- ・老齢基礎年金（満額）
- 新規裁定者 847,300円**
- 既裁定者 844,900円**
- ・遺族基礎年金 847,300円
- 子の加算額2人目まで各 243,800円
- 第3子以降の加算額 81,300円
- ・中高齢の寡婦加算額 635,500円
- ・障害基礎年金1級 1,039,625円
- 2級 847,300円
- ・障害厚生年金3級 635,500円
- （最低保障額）
- ・障害手当金（一時金） 1,271,000円
- （最低保障額）
- ・在職老齢年金の支給停止基準額 650,000円